

神奈川の教員の働き方改革検討協議会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川の教員の働き方改革検討協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 国の動向、市町村教育委員会との連携、児童・生徒・保護者の視点等を考慮し、県立学校教員及び県所管の市町村立学校教員の働き方改革に関する対策を進めていくため、神奈川の教員の働き方改革検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項の県の方向性について、検討、研究、協議する。

- (1) 業務の見直し、仕分けに関する事
- (2) 勤務時間に関する事
- (3) 教職員の意識改革に関する事
- (4) 学校を支える人員体制に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教員の働き方改革に関する事

(設置期間)

第4条 協議会の設置期間は、平成31年3月31日までとする。

(構成員)

第5条 協議会は、教育に関する理解と見識を有する者並びに学校及び行政機関の関係者から選定した、20人以内をもって構成する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、教育長が指名する者を充てる。
- 3 副会長は、会長が構成員のうちから指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(部会)

第8条 協議会は、その所掌事項について調査検討を行う等会議の円滑な運営を図る

ため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき構成員(以下「部会員」という。)は、構成員のうちから教育長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、教育長が部会員のうちから指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における調査研究の結果等を協議会に報告する。

(公開)

- 第9条 協議会及び部会(以下「協議会等」という。)は、原則として公開とする。ただし、協議会等が必要と認めた場合は、協議会等の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 2 協議会等の開催予定、議事録等については、ホームページに掲載するなど広く情報提供するものとする。

(意見聴取)

- 第10条 協議会等は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

- 第11条 協議会等の庶務は、行政部教職員企画課において処理する。

(委任)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 協議会の最初の会議は、第7条の規定にかかわらず、教育長が招集する。